

秋の年次公開検証「秋のレビュー」（1日目）

耐震化の効果的な促進

（不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化）

平成27年11月11日（水）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：田島行政改革推進本部事務局次長

河野行政改革担当大臣

評価者：河村小百合評価者（とりまとめ）、太田康広評価者、梶川融評価者、

土居丈朗評価者

参考人：岡田恒男参考人

府省等：国土交通省、財務省主計局

○田島次長 それでは、時間となりましたので、本日2コマ目の議論をしたいと思います。テーマは「耐震化の効果的な促進」ということで、2時までの1時間を予定してごさいます。

本日の議論にあたりまして、参考人といたしまして、岡田恒男東京大学名誉教授、一般財団法人日本建築防災協会の理事長をお招きしております。どうぞよろしくお願ひします。

○岡田参考人 岡田でございます。お願ひいたします。

○田島次長 出席省庁は国交省及び財務省でございます。

それでは、まず行革事務局から、このテーマの内容及び論点を説明させます。

○事務局 それでは、簡単に説明させていただきます。

今回、この行政事業レビューで耐震改修の事業を取り上げましたのは、耐震改修は非常に防災対策として極めて重要だと考えておりますが、これまでの執行を見ても、大変執行率が低調であるということで、取り上げさせていただいたものでございます。

資料「耐震化の効果的な促進」と書いてあるものに従って、御説明させていただきます。

1ページおめぐりいただきまして、1ページ目、まず、耐震対策緊急促進事業の趣旨ということでありますが、これは不特定多数の方が利用する大規模建築物、ホテルとか旅館とかそういったものが例でございますけれども、そういったところは、不特定の方が利用しますので、これは耐震診断をしっかり実施して、その結果を地方自治体に報告しなければならない。本年末までに報告しなければならないということが義務づけられております。これが耐震改修促進法でございます。

この耐震性の診断をいたしまして、その耐震性が不十分であるという場合には、当然、改修をいたしませんと、耐震性が十分でないということでもありますので、耐震改修についても促進していく必要がございます。このために耐震改修をする事業者に対する補助金の制度ができております。とりわけ、平成25年度から27年度までの3か年につきましては、集中的に実施をしようということで、補助率のかさ上げをしているところでございます。現在、平成28年度概算要求におきまして、所管の国土交通省からは、適用期限の延長をも

う3年間延長するということが要求されております。

問題の執行状況であります。1ページの一番下の部分ですが、平成25年度、100億円の予算を計上しましたが、執行額はわずか7,800万円。平成26年度、200億円の予算でございますが、執行額はわずか19億円という状況になっております。1枚おめくりいただいて、2ページ目でございますけれども、では、どれぐらいの補助が行われるのかということなのですが、この補助は国からの補助と地方からの補助のミックスでございます。地方団体に補助制度があるかどうかということによって、補助率が大きく違ってまいります。

地方団体に補助制度がない場合、これは左側に書いてありますが、工事費の11.5%しか補助されない。したがって、9割近く本人が負担しなければいけないということになっております。補助制度がある場合には、その地方団体の補助率の高さに応じて、44.8%～66.6%、最大で、経費の中の工事費の3分の2が国・地方団体からの補助で賄われるという仕組みになっております。しかしながら、都道府県の状況を見ますと、一番下のところに赤字で書かせていただきましたが、現時点で11県が未創設という状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページに書いておりますのは、この事業が見込みどおりに進捗していない要因でありますけれども、国土交通省の調査によりますと、耐震診断から耐震改修完了まで、平均で約4年かかるということございまして、なかなかホテル・旅館等の事業者の方にとってみますと、4年間の時間と、それから多額の経費をかけて取り組むということに躊躇してしまうというような事情があるのではないかと思います。それから、地方団体においても、先ほど申し上げましたような補助制度の創設の遅れというものもどうも見られるようだというございまして。

4ページ目でございますが、では、どういうふうにしたら促進していけるのかということでございますけれども、1つ目は地方団体がやはり補助制度をしっかりとつくって、国と地方と協力して背中を押していかなければいけないのではないかとというのが1点目。

2点目は、耐震の診断ができれば、地方団体のほうで、どの建築物が耐震性が不十分かということもわかりますので、そこはしっかりフォローアップすべきではないかということ、それからよい事例についてはみんなに広く知らせていく必要、それから、大規模施設を利用する国民自身が耐震性能についてこの建物は安全かどうかというのを一覽的にわかるようになる必要があるのではないかと。右下に書いてあるのが、基準に適合していると認定された建築物につけられるマークでございます。

以上でございます。

○田島次長 それでは、大臣からコメントをお願いいたします。

○河野行革担当大臣 私は行政改革を担当すると同時に防災も担当しておりまして、来るべき首都直下型あるいは南海トラフの地震についてはやはり耐震化というのは1つの大きな手段だと思っておりますが、予算が100億ついているのに1%しか使われない、あるいは

翌年200億なのに10%も使われない。今年が最終年度でございますけれども、やはり執行率がそんなに高くなく、耐震化も余り進んでいないというのは、これはやはりゆゆしき問題かなと思っております。事業が悪いというセッションではございませんで、やるべきことがなぜできないのかということ、少しいろんな方に議論をしていただいて、どうしたらきちんと事業を進められるか御議論をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○田島次長 それでは、国土交通省から5分程度で説明をお願いいたします。

○国土交通省 ありがとうございます。国土交通省でございます。お手元に国土交通省説明資料と右上にタイトルのついた「耐震化の効果的な促進」という資料を御用意させていただきました。

まず、ただいま、事務局あるいは大臣からも御説明いただきましたけれども、この耐震対策緊急促進事業につきましては、予算に比べて執行が極端に立ち遅れているという状況でございます。私どももこの点につきましては大いに責任を感じ、重く受け止めているところでございます。事務局からの説明で、何点かお手元の資料に沿って御説明をさせていただければと考えてございます。

まず、今回の耐震改修促進法の改正の背景でございます。建築物の安全性につきましては、昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準の時代に建てられたもの、その多くが耐震性不足となっております、この古いストックの耐震化を進めていくということが最大のポイントになってございます。国における耐震化の取り組みでございますけれども、阪神淡路大震災のときには建物の倒壊が非常に多かったということを踏まえまして、平成7年度、この年に耐震改修促進法が初めて制定されたということが本格的なスタート地点となっております。

こうしたいわゆる旧耐震のストックにつきましては、できるだけ早く耐震化をするというのがもちろん重要なことでございますけれども、一方で、現在の基準に照らして耐震性不足となっているものでございますけれども、建設時点の手續としては特に違法なものではない、しっかりとルールに従って建てていただいたものであるという側面もございます。このため、従来の耐震改修促進法につきましても努力規定、改修をするように努めるという努力規定を置くといったところが精いっぱいのところ、強制的な手法までは踏み込んでいなかったという背景がございます。

それで、建築物の耐震化に関しましては、このお手元の資料の1ページの上のところ、背景・現状と書いてございますけれども、今回、議論になります不特定多数のものに加えまして、オフィスなどの特定多数の方も含めた多数者が利用する建物、これにつきまして平成27年度までに90%、平成32年までに95%という目標値を設定してございます。しかし、耐震改修につきましては、一定規模以上のものは億単位の費用がかかるということもあり

まして、この目標に照らしまして、耐震化がスムーズに進んでいないというのが実態でございます。

こうした状況の中、今後起こり得る大震災での被害を少しでも低減するため、この平成25年に耐震改修法の改正が行われました。この1ページの下の段のところはその概要でございます。下の図にございますように、一定の、特に耐震性確保が必要な建物の所有者の方に耐震診断を義務づけます。それで、その結果を公共団体に報告を今年の年末までにさせていただくということでございます。公共団体はその結果を取りまとめて、精査の上、これは特定の施設の名前まで特定した上で公表するという、いわば初めてこの分野で強制的な手法をとったということでございます。

具体的な対象は不特定多数の方が利用するホテル・旅館、デパート、商店、さらに避難弱者の方が利用する小中学校、老人ホーム、こういった幅広い用途のうち、特に規模が大きいもの、これを対象としているところでございます。この法改正、平成25年の法改正で初めてこの耐震化政策がいわばギャチェンジをしたというところでございますけれども、このタイミングをとらまえて、少しでも多くの耐震化を進めたいということで導入されたのが、先ほど事務局からも御説明いただきました2ページ目にございますこの事業でございます。民間の建物所有者が行う改修工事につきまして補助率を引き上げるという措置でございます。

この事業の執行状況につきまして先ほど事務局あるいは大臣から御説明いただいたとおりでございますけれども、私どもの反省点のまず1つ目は、これは既に御指摘いただきました公共団体との連携のもとで補助制度の整備を進めるといったことが重要だったわけでございますが、この連携が遅れてしまったというのが1つの大きな反省点でございます。

お手元の資料3ページをごらんいただければと思います。公共団体における、特に県レベルにおける補助制度の整備、これは年々進んできたわけでございますけれども、ごらんとおりまだ10以上の都道府県、これが補助制度は整備されていないという状況でございます。何とか来年度当初にはこの制度の整備が追いつくよう、私どもも幹部が例えば各県の副知事さんのところに直接伺って要請するといったようなことを継続しているところでございます。

本年度の執行につきましては、8月末までの、4月から8月までの交付決定額は54億円ということで、まだ予算額と乖離がある状況でございますけれども、やっと立ち上がり始めた感がございます。このため、この補助制度、公共団体における補助制度の整備と合わせまして、今、事務局から御指摘いただきましたさまざまな取り組みも組み合わせながら、この義務づけ対象の建築物の耐震化を少しでも進めていきたいと考えているところでございます。

また、今回の予算とその執行の乖離につきましては、改修工事の実施にはさまざまな準備が必要となるという実態面、これを十分に勘案せずに楽観的な見通しのもとで予算枠を設定してしまったといったところも大きな反省点の1つかと考えてございます。国土交通

省としましては、耐震化の促進のため、引き続き、この民間の改修工事の補助率の引き上げ、これが必要ではないかと考え、この期間の延長を要求させていただいてございますが、この予算額につきましては、過去の反省点を踏まえて、公共団体と連携して、個別の物件の状況をきちんとフォローアップした上で慎重な額の積み上げをさせていただきまして、対前年比14%減の155億円の要求とさせていただいているところでございます。

最後にお手元のレビューシートにつきまして、補足の説明をさせていただければと思います。本日御議論いただきます耐震対策緊急促進事業、これは安心して快適に生活できるまちづくりの関係のさまざまな補助事業のメニューを束ねております住宅市街地総合整備促進事業といった中の1つのメニューとなっております。お手元のレビューシートにつきましては、例年、代表的なメニューでございます木造密集市街地の安全確保といったものを代表例として書かせていただいております。このため、1ページ目の真ん中辺の例えば成果指標のところにつきましても、代表例としまして、木造密集市街地のところを書かせていただいております。今回御議論いただく耐震改修の関係とちょっとずれた形になっております大変申しわけございません。耐震改修につきましては、今、御説明しましたように、平成32年までの95%、あるいは27年度までの90%といった目標を設定して進めているところでございます。

私どもからの補足の説明は以上とさせていただきます。

○田島次長 それでは、議論に入りますが、まず、参考人でお招きした岡田参考人より5分程度で御発言をお願いいたします。

○岡田参考人 御紹介いただきました岡田でございます。長年、こういう建物耐震化の研究とか普及をやってきておりました関係で、きょうはお招きいただきましてありがとうございます。

大臣もお話しになりましたように、日本列島の置かれている地震環境を考えますと、建物の耐震化というのは大変重要な課題でございますし、特に今、国交省からも説明がありました1981年に日本の耐震規定が大々的に世界に先駆けてレベルアップされまして、それから後は大分建物がよくなってきたということが、いろんな地震でも証明されておりますが、それ以前のストックがたくさんございますので、これを何とかしておかなければいけないということで、いろいろ策を練ってきたわけでございますが、正直言って、なかなか長年進んでこなかった。これが国交省の、今、御説明ありましたように阪神淡路大震災の後、耐震改修促進法ができて、後押しをしていただいたおかげで進みだしたのですが、建物の所有者の努力義務ということで、公共建築につきましては所有者が国なり市町村、自治体でありますから、ある程度の資金の予算の裏づけもできますから、学校を初めとしてこの20年間で相当進んできたのですが、民間のほうになりますと、民間の建物に国のお金をという議論も随分ございまして、なかなか予算の手当てがつかないというので、遅れて

いて、民間の建築を非常に心配しておりました。

私ども、例えば、建築学会で議論したときなども、民間の建物をどうするのだということで、いろいろ議論しました結果、これは多分、耐震改修法の今度の改正の考えにも取り入れていただいたのだと思っておりますが、例えば、阪神淡路大震災の教訓からしましても、道路沿いに建っている建物が、もし倒れたりしますと、通行障害になって、いろいろ救援にも大変だろう。それから、木造の住宅などは倒れますと、そこから火災が延焼しまして、隣のブロックまで行ってしまおうとか、そういう意味では、都市計画的、防災的に考えますと、公共性があるのではないだろうか。そういったものに対してはやはり持っている人も、個人の建物でも自分で勝手にやっていいのだということではなくて、ある程度の公共性を考えた対策をお願いすべきではないか。引き換えと言ったら変ですけれども、やはりその部分のあるパーセントの公共性に関しては国なりで補助をしていただいたらどうだろうかというように議論して、いろいろお願いしておりましたら、だんだんそれが広まってきて、ついには今回のように、規制のほうでは義務化、建物を限っておりますけれども、それから、ある程度の耐震補強の費用を出そうというところまで進んできた。大変ありがたいことだと思っております、ぜひ、この勢いを進めていただきたいと思っておりますのでございます。

ただ、大臣が最初におっしゃいましたように、せっかく予算をつけているのに使っていないではないかとお叱りを受けて、私も大変恥ずかしい思いをしているところでございますけれども、これからこれをどういうふうに使っていくかということ、具体的にはこの後、先生方とまた一緒に議論させていただきたいと思っておりますけれども、これは今回の改正は本当に民間の建築の耐震化を進める非常に大きなステップだと思っておりますので、ぜひ、大きくしていただきたい。

それから、特にテーマとして、ホテルとか旅館というのがクローズアップされておりますけれども、それ以外にもたくさんありますので、大規模の不特定多数が集まる施設ということでは代表例の1つだと思っておりますが、そういうものから重点的に進めていって、あるときには日本の建築が、新しいものも古いものも、地震が来ても大丈夫というふうになっていけばと願っているわけでございます。さしあたりのテーマの、この事業をどうするかという具体論につきましては、この後、先生方の御意見も伺いながら、私が考えていることを申し述べたいと思っております。ありがとうございました。

○田島次長 ありがとうございました。先生にはまた議論の際に加わっていただけるかと思っております。

それでは、約30分強、これから議論を進めていただきたいと思っております。評価者の先生方、よろしくお願いたします。どなたからでも御意見を頂戴できればと思っております。

○太田評価者 これは耐震補強されない場合に公開されるということなのですが、そ

これは基本的には都道府県ベースで、ウェブサイト等に公開されるという、そういう理解でよろしいですか。

○国土交通省 まず、今年の年末まで結果を報告いただきまして、これは特定行政庁、地元の、県なり大きめの市のところの市役所に出していただいて、その市役所が地域の情報をすべて集約して取りまとめて、精査をして、その上で、それをホームページが中心になるかと思えますけれども、この建物について耐震性がこのぐらいただと、住所も含めてホームページ上で公開するというのを予定してございます。

○太田評価者 これは一般消費者の側からしますと、特にホテル・旅館に限らないというお話がありましたが、ホテル・旅館は宿泊前に予約を入れるときに、ここは耐震強度が足りているのか・足りてないのか、事前にわかるような仕組みがないと消費者保護上問題ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○国土交通省 御指摘のとおり、これは公共団体レベルで単にホームページで載せておしまいということではなくて、きちんとその情報を利用したい、理解したいという方にきちんとお伝えできる仕組みを整備することが大事なかと考えてございます。

これはまた今後、公共団体と連携して進めていこうと考えてございますけれども、例えば、各自治体で発表されている情報を1つのサイトに集約して、そこを見れば、きちんと必要な情報を、全国どこの情報でもわかるというようなものを例えば整備して、それをPRしていくというようなこと、合わせて、今回、耐震性不足というものが、公表される内容がどういうことを意味するのかといったことにつきましても、きちんと消費者の方も含めて、国民の方に幅広く御理解いただくといったことは重要だと考えてございますので、そういう個別施設の情報、それから、それが意味するところといったことを合わせて、きちんと理解が進む体制といったものを進めていきたいというふうに考えております。

○太田評価者 非常に具体的に言いますと、最近、インターネットで旅行を予約したりすることがあると思うのですが、その各種、広さであるとか設備であるとか、あるいは1泊当たり幾らというような情報の横に耐震強度を満たしているかどうかというのがあると、消費者としては一番、別のサイトに行って調べなくていいという意味で、いいと思うのですが、今、適合マークという形で、適合した場合にマークがつくという話なのですが、これは、わかりやすさから言うと、不適合マークのほうが圧倒的にわかりやすいと思うのですが、なかなかそれは難しいという理解でしょうか。消費者保護の観点からは不適合マークが出たほうが、一消費者としてはありがたいと思うのですが。

○国土交通省 今、御指摘のありました旅行事業者の方も含めまして、この建物の関係の



情報を扱っている方、これは、その所有者の方も利用する立場の方もいらっしゃいますし、幅広い事業者の方がいらっしゃいますので、今申し上げましたまずは個別の情報がどこにあって、どこに行けばちゃんとわかるか、それから意味するところ、それを合わせて、その事業者の関係につきましても、関連事業者団体などを通じてきちんとPRをして、まず理解をいただく。活用されたい方というのはきちんと正しい理解のもとで活用をスムーズにできるという体制をきちんと整えるといったことがまず第一に重要なと考えてございます。

ただ、そこから先の、特にビジネスの場面での活用方法につきましては、基本的には各事業者の御判断で進めていただけるものかなというふうに考えているところでございます。ただ、その手前にまずきちんと理解いただくというのが重要なというふうに思っております。

○河村評価者 行革事務局で用意してくださった資料の2ページのところにも出ていますが、都道府県の補助制度の創設状況というので、先ほど、国交省さんが出してくださった資料の一番最後に日本地図があって、こうやって色をつけてくださると、もう一目瞭然で、どこの都道府県がやってないのかというのがはっきりわかってしまうのですけれども、これも先ほどの行革事務局の資料で見ると、今年の話なのです。ですから、27年度に創設したところが36都道府県もあって、その都道府県は、今、この地図では赤く表示されて、ああよかったと思っていられるかもしれないけれども、実は今年、ではこれからというような感じで、先ほど公的連携がなかなかうまくいかなくてというようなことをおっしゃられているのですが、こうやって補助制度をつくるのに、これだけばらつきが出てしまったのはどういうことなのか。この問題はもう既に記事にして報道してくださったメディアの方もいるのですけれども、そこにも書かれています。こういう状況だったら、うちのところはこの白い県の中の1つだ、けど、よそもこうやって補助制度をつくったのだったら、今申請したら損だろうと思うのはある意味合理的かなとも思うのですけれども、では、これまでの取り組みと今後の働きかけをどのようにお考えかをお尋ねできればと思います。

○国土交通省 先生の御指摘のとおり、今の日本地図は今現在のスナップショットでございますので、これを1年前あるいは25年、そういった地図もあるのですけれども、かなり白い部分が多ございまして、まだまだなのですけれども、去年、一昨年に比べますと、かなり赤がふえてきたというのが正直な実感でございます。それで、これも先生御指摘のとおり、公共団体レベルでの補助制度ができていませんと、先ほど事務局の御説明にもございましたように、補助の補助金の割合が10%しか出ない。そうすると、どうしても所有者の方、耐震改修をやりようと思っている所有者の方でもなかなか先に進めなくなってしまうということで、ここは連携が遅れてしまったというところは冒頭申し上げましたように、

私どもの反省点の最大のポイントかなと思っております。

なぜ、なかなか進まなかったのかというのは、当然、私どもの働きかけが不十分だったという点もございますけれども、個別具体の状況、私はきのうもこの中の1つの県に伺って、上司と一緒に副知事のところに伺ってきたのですけれども、初めはなかなかまず地域的にばらつきがあったということもございます。2年ぐらい前の地図を見ていただくと、やはり南海トラフとか東海地震とか、そういったところが想定されているところ、そこが初め埋まってくるのですけれども、例えば南海トラフとか首都圏直下でも、被害者想定というのが都道府県別に出ているのですけれども、その都道府県別の例えば想定死亡者数が書いていない県というのは結構あるのです。

例えば、代表的には北陸辺りとか、あるいは九州でも、福岡の上のほうとかは0になっていまして、そうした数字が、どうしても南海トラフなどが注目を集めますと、うちは南海トラフないから大丈夫ではないかと考えていらっしゃる首長さんなり幹部の方が当初は多ございました。まず、このところを何か、壁を越えるというのがまず第一のステップでございまして、これは文科省さんが毎年、地震のリスクといったものを、日本の断層などを分析していまして、それを見ていきますと、阪神淡路大震災の直前のリスクの数字が、具体的数字は忘れたのですが、ありまして、それを超えるリスクの断層とか海溝を見ていきますと、日本はほとんど、すべての県はほとんど同じような、阪神淡路大震災のときのリスクを上回るリスクがございまして、こうしたもののわかりやすい資料を用意して、私どもの幹部が副知事などをお伺いして、これを何回も伺って解きほぐしていったというのが第一ステップでございます。

そこが、まずリスクを御理解いただいてから、次のステップがございまして、やはりこの事業は民間の所有者の建物、これを耐震改修していただくということでございまして、やはり個人でございまして、企業の所有物に対する助成というのは、当然、財政的な支援の考え方として慎重になるべきところがございますけれども、そこを私どもの思いに比べると非常に慎重に考えていらっしゃる首長さんも非常に多かった。例えば、融資制度があれば別にわざわざ行政で補助しなくてもいいのではないかなというようなことをおっしゃる方もいらっしやいまして、こちら辺につきましては、冒頭申し上げましたように、この所有者の方はそもそも違法な手続で建てられたものではなくて、当時としてはちゃんとした手続で建てたのですけれども、後の基準変更で、今となっては耐震性不足になっている、こういった経緯のものだといったことも含めて、あるいは、耐震性確保の必要性を説明して、やっとここまで来たのですけれども、ただ、まだお恥ずかしい話でございますけれども、11県の白いところが残ってございますので、ここを何とか、来年度当初、今年の年末が報告期限でございまして、また、1つの節目でございまして、来年度当初には何とかこれがすべての県で整備されることを目標に、今、私どもの幹部が各地域の都道府県などに直接出向いて要請活動を続けているという状況でございます。

○梶川評価員 済みません。私、当初、手を挙げたときはもうほぼ河村先生の話と同じだったのですが、今、御説明をお聞きして、来年以降という部分で、連携という言葉を使われているのですが、これはこういう施策がさらに促進する意味で言うと、期限も来ましたということで、自治体に関してはより強くお出になるおつもりが国としておありになるのか。個別の事業者というのは個人の財産権の毀損など非常にデリケートな問題があると思うのですが、自治体に対しての配慮と個人に対しての配慮はちょっと違う次元ではないかと思うのです。そういう意味では、先ほどの不適合マークの話ではないのですけれども、今後、どう発信していくかということに関しましても、少し考え方があって、自治体に対しては多少強い発信が御方針としてお持ちになられるのか。これは個人としては、通常、行政的な行為の予測がありますから、今やっていない県ならむしろやりません、個人は。いずれは補助金率が上がるだろうと予測するほうが、事業者だったら、来年待てば来るのではないかと、むしろ逆効果を確実に与えていると思うので、ちょっとその辺の非常に紳士的な交渉のような雰囲気を感じたのですが、その辺をどういうふうにされるかということをお聞きしたいのです。

○国土交通省 まず、御指摘のとおり、公共団体の補助制度の遅れが、所有者から見るともうちょっと待ったほうがいいのではないかといった雰囲気を醸し出してしまって、全体的にはこのような状況をつくってしまったというのはまさに御指摘のとおりだと思います。それを何とか来年度当初には、この日本地図を全部埋めたいということを考えてございまして、そこから先ですけれども、公共団体に対してはもう当然できる限り、結果としてこういう状況でございますので、まだ少し頑張らなければいけない余地があるのは当然のことでございますけれども、かなり高いレベルで直接、副知事などの方にこういった御説明をして強く要請をしているところでございます。

例えば、この日本地図につきましても、私どものホームページに公開して、広く、ちょっとこの県がまだなので、関係する方がいろいろお見えになったときもぜひいろんなところから働きかけをお願いしたいといったことをお願いしているところでございます。

それから、先生がおっしゃられました強く出るというのは、この補助制度の整備に関して強く出るということでおっしゃっているのか、それとも、公共所有の建物のことをおっしゃっているのか。

○梶川評価人 強く出るというのは、例えば自治体などに関して、今、おっしゃられたことで十分来年は効果があるのだと思うのですけれども、それでもやらないところにどのような国民的発信というか、みたいなものも含めてということなのですか。

○国土交通省 最終的に、私どものほうで強制的につくれという権限がございませんので、どうしても形式的には要請ベースにならざるを得ないのですけれども、大分残ってきてい

る県が、去年まではもう白だらけだったのですけれども、赤くがふえてきましたので、もう少し進捗するためにホームページでこれを置き換えて広くPRをしてございますので、そうしたところが今まで後ろ向きだった都道府県の方も前向きに展開していただければありがたいなというふうに考えているところでございます。

○土居評価者 この事業は来年度からさらに3年間適用期限の延長を要求されているということなのですけれども、3年間でほぼこの事業が終えられる見通しがあって3年間の延長を御要望されているということでしょうか。

○国土交通省 そういう意味では、今回、診断義務づけの対象となっているもので、耐震性不足という結果が出るもの、これがすべて改修工事につながるというのが本当は理想だと思うのですけれども、なかなか実際にそこまでは行かないというのが実態かと思います。少なくとも中長期的に、仮にこの公共団体の補助制度がきちんとできたという前提で、将来的に改修工事の実施を考えていらっしゃいますでしょうかというようなことを、今、公共団体と連携して個別の所有者の方に、なかなか曖昧な答えの方も多いのですけれども、いろいろお伺いしてございます。そうした中で、将来的にそういったことを考えているといったような方につきましては、何とかこの3年間で、3年でかなり急がなければいけない方もいらっしゃるかと思いますけれども、この3年を節目にして少しでも進めたいと考えているところでございます。

○土居評価者 続けて質問させていただきますけれども、ただ、いつまでもこの補助制度があるということになると、先ほどの梶川先生の話の逆で、つまり補助率がずっと高いまままだということならば、自分たちのやりたいときにやるから、10年後でもいいかと思う事業者の方も、民間の方がいらっしゃるかもしれない。むしろ早めにしていただかなければいけないわけですね。ならば、補助率は何年後には下がりますと、この上乘せはやめますという時限を切らないと、やはりそれは先送りを民間のほうがやられるということになりかねないということだと思います。これは私の意見というか、コメントです。

もう1点、お伺いしたいのは、この事業で合わせて耐震診断もされておられるということですね。どう公表されるかは太田先生の話等もありますけれども、少なくとも大体どれぐらいの補助が金額的に用意できれば、すべての対象者がもし改修に応募して補助金を受け取られるということになった場合に、どのぐらいの金額になるかというのは計算できるような、そういう感じで耐震診断の結果が利用できるということでしょうか。

○国土交通省 まず、冒頭のちゃんと時限を区切らないと、だらだらやるとある種の、何というか、いい意味でのインセンティブが働かないのではないかという御指摘かと思いますが、そうした点につきまして、そもそも当初、25年から27年度、この公表の前ま

でを1つの境目にして、そこまでに一気に集中的にできないかという思いで、当初制度設計をさせていただいたわけでごさいます、これがこのような結果になっていて、私ども大いに責任を感じているところでごさいますけれども、そういう意味では今回も、延長要求につきましても、この先ずっと何か引き上げをさせていただきたいという要求ではごさいません、3年間という節目をつけた上で要求させていただいているというところでごさいます。

それから、2点目が。

○土居評価者 耐震診断の結果を今後の予算編成で活用できるか。これぐらいの規模が最大限補助するとすれば、毎年幾らかというのは別にして。

○国土交通省 そういう意味では、先生方も御存じのように、この耐震性不足、旧耐震の56年以前の旧耐震不足というのは数がもう、新規参入がなくてもフィックスした数字でごさいますので、そういう意味では、それがすべて耐震改修するというのはなかなか現実的ではないところでごさいますけれども、当然もう数がフィックスしたものでごさいますので、単純なある程度モデルをつくれば、額の計算というのは当然できます。

○土居評価者 そういう情報も今後の予算要求のときには生かして、過大な要求にならないようにしていただきたい。

○国土交通省 わかりました。

○太田評価者 これは全都道府県を年初というお話で先ほど伺ったと思うのですが、全都道府県に制度ができるのが来年の初めという理解でよろしいのですか。

○国土交通省 これは少しずつ赤を加えているというのは、公共団体の予算制度というのは当然議会があって、予算が通らないと新しくつくれないので、これは秋の補正予算が9月から10月ぐらいにありまして、それでまた幾つか赤くなったのですけれども、次の節目は来年度の当初予算ということになります。これが来年の4月からの制度というところで、そこが一番大きな制度の転換のタイミングでもごさいますので、今まさに公共団体においても、その予算を内部で上げているところなので。

○太田評価者 それで、旅館等の名前が、施設名が公表される締め切りのほうは今年の年末、12月末ですか。

○国土交通省 報告は12月末でごさいます。

○太田評価者 とすると、制度と順番が前後する都道府県が現在幾つですか、7つ。

○国土交通省 今、この白いところが11でございます。そういう意味では、先生御指摘のとおり、報告の期限までに制度がちゃんとできていないではないかというところは、大変私どもの力不足で申しわけございませんが、都道府県別で11残るということでございます。何とか来年度当初ということを考えてございますが、その場合は4月からということになるわけでございます。

○太田評価者 これはやはり公平性の観点から問題はないですか。同じルールを適用するのは。

○国土交通省 もうそれは御指摘のとおりです。来年度当初とか、今年度という議論ではなくて、本来であれば、結果が全然出ておりませんが、私どもの思いとしては法改正のタイミングで足並みをそろえて条件を整備するというのには一番望ましい姿だったかと思えます。それについては、こういった形になって大変申し訳なく思っております。ただ、公表につきましては、今年の年末までに全国で1万2,000件ほど報告が出てまいります。それで、公共団体のほうで、これは出てきたものを右から左へすぐ流すのではなくて、ここでミスがあると大変なことになりますので、診断結果などの詳細をかなり精査した上で公表するというところでございますので、タイミングにつきましては公共団体のほうで検討いただいているところでございますが、今、いろいろ伺っておりますと、来年、年明けですぐぱっと出せるという感じではないと、一定程度、精査にある程度時間がかかりますというようなことを聞いている状況でございます。

○太田評価者 あるいはこれは旅館業法のほうの旅館業の営業許可はいろいろ設備や基準を満たさないといけないと思うのですけれども、そういうところに順次、時限を区切って何年後という形で入れて、全部耐震工事100%にするというようなことは考えられないのですか。

○国土交通省 旅館業法は厚労省さんの所管ですけれども、その旅館業法の例えば許認可と何かリンクはできないかという御質問ですか。

○太田評価者 都道府県でされているのですね、今は。

○国土交通省 旅館業法ですか。

○太田評価者 はい。

○国土交通省 旅館業法ですね。中心は保健所のところが一番中心になっているかと思えます。

○太田評価者 そこは、リンクは所管が違うから考えられないということですか。

○国土交通省 今回の私どもの耐震改修の関係は都道府県なり市役所の建築確認などを行っている建築課とかああいうところがやってございます。今回の耐震改修に関係なく、例えば旅館の関係の建築確認とか改修確認とかが出てきたときは、適宜保健所といろいろ確認作業をやっておりますので、常日ごろから割と連携関係はできてございます。今回の耐震改修につきましても、旅館の担当のところとは適宜必要な情報交換はしていると聞いております。

○太田評価者 これは100%達成するということが仮に政策目標だとすると、その手法としては、営業許可と絡めて、もちろん、すぐというのは問題でしょうけれども、何年か先に、もうここで耐震強度を満たさない場合は営業許可できないというふうにしてしまえば、確実に履行が担保できると思うのですが。

○国土交通省 そこが私ども長年この耐震改修の取り組みをしていて正直悩んでいる点でございます。一方では、先生御指摘のとおり、例えば耐震改修促進法でも、診断だけでなく、極端なことを申し上げると、改修も義務づける、改修をしないものは法律的に罰則をするようにすればいいではないかという方もたまにいらっしゃるのですけれども、ただ、所有者の方からすると、先ほど申し上げましたように、違法な手続をしたわけではなくて、俺はそのときの基準はきちんと守ってルールどおり建てたのだ、それなのに何でそこまで無理やりされなければいけないのかというのが、実は今回のこの公表についてもそういったことをおっしゃられる声は私も頻繁に耳にいたします。そのバランスの中でどこに持っていくのかというのは今、いろいろ悩みながら進めているというのが正直なところでございます。

○太田評価者 ただ、1981年、昭和56年ですね、耐震のルールが変わったのが。それから随分時間もたっていて、これは極端な話、耐震強度というのは建てたらずっと同じ強度というわけではなくて、経年劣化する部分もあるのではないのでしょうか。だとすると、毎年チェックしているうちに、建てたときはちゃんとルールを守っていたけれども、普通に使っていたら経年劣化によって満たさなくなるということも原理的にはあり得るわけですね。余りないですか、そういうことは。

○国土交通省 そちらにつきましては、当然きちんと維持保全を行っていただくということは非常に重要でございまして、建築上に基づく定期検査報告という制度がございまして、非常に大きな建物ですと、3年に1度はそういう構造上の状況をチェックして行政庁のほうに御報告をいただくという制度がございまして、ですから、維持保全の担保についてはそういうまた別の制度で見ていくという状況にございます。

先ほど、ホテル・旅館について旧耐震のものについて営業できなくすべきではないかというようなお話もありましたけれども、建築されたときは適法に建っておりますので、昔の構造基準も数十年に一度起こるような地震には倒壊をしないということを前提に建築は行われておりますので、通常の状態では危険性はないのですけれども、本当にごくまれに起こる地震に対しても当然防止するという観点に昭和56年以降、基準が変わったものですから、直ちに危険性が高いというものから、建築基準法上も遡及適用という、昔建った建物に後から規制を強化するということはしていないという状況がございまして、そこでバランスを考えながら、今回は診断までの公表義務づけというところにとどめたという結果になってございます。

○太田評価者 そこは難しいですけれども、これは100%を目指しているわけですね。でも、その時点からすると遡及適用しないというところのバランスというところ、これは耐震強度を昭和56年の基準に全部そろえたいのか、あるいはそれは目指しているけれども、達成しなくてもしょうがないのをバランスで考えているのかということなのですが。

○国土交通省 目指すものはもちろん、すべての日本の建物が耐震性確保されることが目指すところだと思います。ただ、先ほど来、御説明している背景を考えますと、例えば、特に違法な手続をしていないのに、旅館業として急に営業ができなくなってしまうといったところまではなかなか難しいのではないかとというのがこれまでの私どもの考え方でございます。

○太田評価者 それは政策としてどう考えるかですが、本当に100%必要で、違法性がないけれども国が望むから耐震改修しないといけないとしたら、全額補助というのも1つの考え方だろうと思うのです。そこの中のバランスをどう考えるかということなのですが、100%達成するということは考えない。

○国土交通省 そこを目指しますけれども、率直に申し上げて、なかなか現実的にはかなり難しいというのが現状ではないかと思っております。

○太田評価者 あとはこの不特定多数ではなくて、特定多数といいますか、事務所等のビ



ルについて、現状をお聞かせいただきたいのですが。

○国土交通省 事務所等のビルにつきましても、多数者が利用する90%、95%というのは、この中にも目標としては入ってございます。ただ、そこもまだまだ耐震性不足のものはあるのですけれども、例えば商業的な利用をされている百貨店とかホテルとかなどに比べると、多分、一時移転とかがしやすいということもあるのだと思いますけれども、そこよりは改修は多少進んでいるという状況でございますけれども、まだまだストックとしては当然残っているという状況でございます。

○田島次長 ちょっと議論の途中ですが、よろしいですか。今、インターネット生中継の視聴者から御意見がありましたので、ちょっと紹介させていただきますと、先ほどもちょっと出ていましたけれども、「耐震性のない施設だと利用者がきちんとわかるようにしてほしい」ということで、「不適合マークなど本当にいいのではないか」というような意見があります。また、「耐震レベルをきちんと公開してもらったら、利用者はわかりやすいのではないか」というような意見、それと、「東京都は結構規制が進んでいるのではないか、したがって、耐震化が進んでいるのではないか」という御意見がありました。これは自治体で規制のレベルというか取り組みが違うのかどうか、後で、もしわかればお知らせいただきたいと思います。3点目ですが、「補助ばかり言っているけれども、逆に不特定多数が利用する建築物なのだから、耐震性が満たさないところは例えば税制で固定資産税を倍にするとか、そういうバット課税的な考え方もセットでやるべきではないか」といったような御意見がございました。何かコメントあれば。

○国土交通省 まず、先ほどの東京都のお話でございますけれども、今、私が御説明申し上げました大規模なホテル・旅館等についての診断義務、これは全国一律でございまして、規制といたしましては、地域差はないということでございます。今回の耐震改修促進法の中で、きょうのメインテーマではなかったのですが省かせていただきましたけれども、もう一つ、公共団体が地震時の避難路、緊急避難路などを指定したときに、その沿道の建物で一定規模以上の所有者の方に同じように診断の義務づけといったものをしてございます。これは公共団体の裁量で、タイミングも、どの道路を指定するかも決められているというところでございます。これを先行して取り組んでいらっしゃるのが東京都さんということで、この分野に限ると、東京都さんが非常に進んでいらっしゃるということは事実でございます。

それから、税制の関係でございますけれども、この耐震改修の義務づけのものにつきましても、ネガティブなほうのインセンティブというか、罰則的な税ではなくて、ちゃんと改修したときの税制というのは多少ついてございますけれども、先ほど来、御説明しているような背景から、改修をしないので、そこで何か負担を上げるというような税制について

は今まで特に導入はしていないという状況でございます。

○土居評価者 今の税制の点、ちなみに、確かに固定資産税は各自治体の所管、各自治体が自分で税率を決めるものではありませんけれども、税制改正要望というのが御省もなさっていらっしゃいますね。固定資産税、これは地方税法に定められていますけれども、地方税法の税制改正要望として、固定資産税について、国土交通省から不適合な建築物についての負担増をお願いする、これは実は特定空き家が既に始まっているわけです。そういう空き家を放置しているという場合には重い税を課すと、そういう形で、私はできるのではないかと思うのですけれども、税制改正要望という形ではどうですか。

○国土交通省 その点につきましては、特定空き家と多少状況は違うのではないかと。先ほど来、御説明させていただきましたように、そのときの基準に従って建てていただいたもので、特に常識とかかけ離れたことをその時点でされたということではない所有者に対しまして、罰則的に、懲罰的に税を高めるといったようなことは、私どもはなかなか慎重に考える必要があるのではないかと考えているところであります。

ただ、逆に、先ほど申し上げましたように、インセンティブ的な税制というのは、そんなに大きなものではございませんけれども、措置はさせていただいているところでございます。

○梶川評価者 先ほどちょっと聞きもらしてしまったかもしれませんが、今、本来改修すべきである、耐震補修すべきであるけれども、されていない案件というのは大体どのぐらいというふうに把握されているのですか。1万2,000というと全部ですね。その90%を抜かすと、もうあと1,000か1,000幾つなのかなと思ったのですが、その辺、お聞かせいただきたい。

○国土交通省 今回、今年の年末までの診断結果を報告しなければいけないもの、これは全国で約1万2,000ございます。このうち、耐震性が不足しているものはどのぐらいあるかというのは、正確な数はちょっとまだ、今、診断しているものもあるのですけれども、大まかに計算しますと、3,400~3,500ぐらい、そのぐらいのオーダーのなるのではないかと考えてございます。その中で特に1万2,000の中でも、学校などが含まれてございまして、学校が比較的文部省さんの行政の枠組みの中で耐震改修がかなり進んでございますので、その分野は進んでおりますけれども、ホテル・旅館とか百貨店などのいわゆる商業系のものが全体的にかなり耐震性の確保が進んでいないというような状況になっております。

○梶川評価者 何か、どこかに85%とかいう数値は、どこかにございませんでしたか。

○国土交通省 済みません。私が申し上げましたのは、今回の義務づけ対象のストックが1万2,000ということでございます。わかりづらくて恐縮なのですが、90%、95%の目標というのはそれ以外のものも含んで。

○梶川評価者 その対象になる建物全部ということで、ああ、わかりました。では、義務づけの中では、というか、その1万2,000を対象にすると、まだ4割ぐらいはとか、特にホテル・旅館に限って言えば、半分だめとかそんな感じ。3割強がまだ耐震補強をしていない。

○国土交通省 3割強が改修工事を促していかなければいけないのではないかという対象として残るということでございます。

○梶川評価者 これは当然、先ほど言った補助制度がある・ないで、かなり県別で違われるということですね。

○国土交通省 県別にというのは。

○梶川評価者 補助があるところの割合というのは非常に小さくなって、補助がないと大きいとか、補強工事がですね。意外と影響しないとか。

○国土交通省 そういう意味では、そもそも義務づけ対象がどこにあるかというのは県別ごとにかなりありまして、それはばらばらでございまして、当然、補助制度ある・なしと関係なくございます。補助制度があるところもまだ改修工事が、私どもの力不足もあり、本格的に動いていない状況でございますので、これまで動いているところは当然、補助制度ができていところが多うございますけれども、今後、またできてくれば、ほかの県も合わせて進んでいくのかなという気がしてございます。

○梶川評価者 ということは、補助制度が県にあっても、そんなに有意なる差にはなっていない。

○国土交通省 それはなっておりますけれども、ただ、まだ全体のストックと比べますと、残っているものに比べると、動き出した段階ということでございます。

○梶川評価者 わかりました。

○田島次長 あと2分ぐらいでございますので、どうしてもという、では、岡田先生。

○岡田参考人 最初に私は総論だけ申し上げて、このテーマについてのこの発言を1つもしなかったのも、一言だけちょっとお願いしたいことがございますが、先ほど、結果を公表するかどうかといろんな議論がございましたが、私はこれは大変高度な行政判断だと思っております。長年苦勞してきているところでございます。例えば、学校などでは結果をどうするかというので、ある市は全部公表したところもありますし、それから、それをしないで、着々と耐震補強を進めていったところもありますし、民間はどうするかというのはぜひ皆さんで議論していただいて、高度な判断をお願いしたい。そのときのもとになるのは、診断をするということが目的ではないのです。これは手段なのです。目的は耐震補強をするか、あるいは建て替えていただくかということで、耐震性を高める、それを促進するにはどういう公表なり、何なりをすればいいかというのをぜひお考えいただきたいというのが1つ。

それからもっと具体的に、この11の都道府県は既に全部終わった、やっていただけるといふ希望を持った後、それぞれの例えばホテルの持ち主の方々にどう進めていただくかということに関しては、もう総論で、例えばパンフレットつくって配って、やってくださいではもう済まない段階に来ていると思いますので、できるだけ一対一のことを、自治体の方をお願いして、こういうふうにやればこんなメリットが出るのだということも含めて、必ず例えばリフォームとか何かをセットにすれば、ホテルだって立派になりますし、そのための補助金が出ているのに、これを使っていただけないのは、こんなもったいことはないと思っているのですが、ぜひ、そういうことを利用して耐震化を上げていただきたい。かつ、いい環境をつくっていただくためにはどうするか、やはり最前線のところでの努力がまだ足りないのかなど。

言いますと、自治体の方々にこんな話をすると、人が足りないのです、特に技術職員がいないということがよく聞かれます。これは仕方がないことだと思いますが、私はまた別をお願いしているのは、地元でこういうことに長けた建築士も結構いますから、ぜひ、行政の担当の方と地元の建築士あたりがセットになって、極端なことを言うと、臨時の公務員になっていただいてもいいのではないかと思うのですが、そういうセットになって、ぜひ、オーナーの方々と膝詰め談判していただいて、それで補助金のとり方もいろいろ難しいようですから、いただき方も、その辺で個別にぜひ進めていただきたいし、せつかくこれだけのことをやっていただいているのだから、自治体も応えていただきたいし、オーナーの方々もこの機会に、ぜひこれだけの予算、多分これからもつけていただけるようですので、早く使っていただいて、いい建物にしていきたいと思っております。先のこれからやってくる地震のことを考えると、本当に時間はそんなにないと思っておりますので、ぜひ急いでやっていただきたいをお願いをしたいと思っております。

○田島次長 ありがとうございます。それでは、時間でございますので、河村先生。

○河村評価者 いろいろありがとうございました。では、私のほうから取りまとめのコメントということで発表させていただきます。

不特定多数のものが利用するホテル・旅館等の大規模建築物の耐震性を向上させることは、大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性、国民の生命の安全性をより一層向上させるために必要な重要課題である。地方公共団体における補助制度の有無によって、建築物の所有者等の負担額に大幅な差が生じ、結果として、事業の進捗に逆効果を及ぼしている。現時点では補助制度を創設していない11県を含め、耐震改修を一層促進すべきである。国による補助率の設定を時限措置とすることなども一考に値する。平成27年末が耐震診断結果の報告期限であり、今後は改修が必要となる大規模建築物が把握できることから、地方公共団体に対しフォローアップ体制を整備させ、きめ細かな対応を行わせるなど、耐震改修の着手を促すべきである。具体的には、耐震改修基準への適合、不適合、及びそのレベルの国民への周知の仕方を工夫することや、税制面での工夫なども検討の余地がある。

以上でございます。

○田島次長 ありがとうございました。何か補足のコメント、よろしゅうございますか。

○河野行革担当大臣 やはりこれはどこかで区切らないと、どこまでも行ってしまうというのを考えると、これは次の3年の延長が仮に認められたら、そこで終わるのですか。

○国土交通省 当然、3年間の延長でございますので、この3年間で集中的に実施するという前提で要求させていただいております。

○河野行革担当大臣 それなら、この3年で最後ですよということをやはり徹底して言っていただいて、財務省もそれ以降は予算をつけませんよということをはっきりさせて、ここで終わりにしていただくというのが1つあるのかなというのと、もう一つは、ホテルオークラをつぶして、いろんな御批判もありましたけれども、文化財になっているようなものをどうするのか、それは普通に筋交いを入れるのか、もう少し丁寧な耐震をやるのか、そうすると、文化財レベルの旅館みたいなものに関しては、それは国がやるのか自治体がやるのかどうするのかわかりませんが、何らかの手厚い補助をやるのかどうかみたいなことも、文化財の保護という視点からいうと考えなければいけないのかなという気もしないでもないですから、その辺、少し丁寧に考えていただきたいと思います。

○田島次長 それでは、このセッションを終了いたします。次は短時間ですが、2時10分からPFI関連の議論を行います。

どうもありがとうございました。